

改正を行った農林水産大臣が定める基準の一覧

- (1) 南アフリカ共和国から発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔昭和48年5月24日 農林省告示第1045号〕
- (2) スペインから発送されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔昭和63年11月29日 農林水産省告示第1886号〕
- (3) イスラエルから発送されるシャムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成2年3月20日 農林水産省告示第438号〕
- (4) イスラエルから発送されるトライアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成15年11月18日 農林水産省告示第1883号〕
- (5) 南アフリカ共和国から発送されるバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成22年4月16日 農林水産省告示第620号〕
- (6) アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコット生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第189号〕
- (7) イタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第190号〕
- (8) トルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成26年2月7日 農林水産省告示第191号〕
- (9) ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔平成30年9月26日 農林水産省告示第2131号〕
- (10) エジプトから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レディクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レディクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和2年11月2日 農林水産省告示第2128号〕
- (11) ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和4年11月18日 農林水産省告示第1869号〕

- (1 2) モロッコから発送されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年2月24日 農林水産省告示第343号〕
- (1 3) ペルーから発送されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年3月22日 農林水産省告示第438号〕
- (1 4) メキシコから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年7月26日 農林水産省告示第878号〕
- (1 5) アメリカ合衆国のフロリダ州から発送されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準〔令和5年7月26日 農林水産省告示第880号〕

○農林水産省告示第千七百五十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第千四十五号（南アフリカ共和国から発送され他の地域を経由しないで輸入されるベレンシア種、ワシントンネーブル種、トマング種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるベレンシア種、ワシントンネーブル種、トマング種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 (一) (略) (二) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) 冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて生果実の中心部が摂氏零下〇・六度になった後、引き続き十二日間（クレメンティンにあつては、十四日間）、その温度±〇・六度で消毒すること。 (二)・(三) (略) <u>四 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</u>	四 封印 (一) (略) (二) <u>海上輸送中の</u>冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) <u>海上輸送中の</u>冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて生果実の中心部が摂氏零下〇・六度になった後、引き続き十二日間（クレメンティンにあつては、十四日間）、その温度で消毒すること。 (二)・(三) (略) (新設)

○農林水産省告示第千七百五十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第八の規定に基づき、昭和六十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百八十六号（スペインから発送されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルステイアーナ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
四 消毒 (一) スペイン内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）) 又は冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）) 若しくはコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）) において、次の方法による消毒が行われたものであること。 ア・イ （略） (二)・(三) （略） <u>四 低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行</u> <u>う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の</u> <u>開始までに終了していること。</u>	四 消毒 (一) スペイン内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）) 又は海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船 舶」という。）若しくはコンテナー（以下「低温処理コンテナ ー」という。）において、次の方法による消毒が行われたもの であること。 ア・イ （略） (二)・(三) （略） (新設)

○農林水産省告示第千七百五十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六の規定に基づき、平成二年三月二十日農林水産省告示第四百三十八号（イスラエルから發送されるシャムテ種及びベレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 (一) (略) (二) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) 冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (三) <u>低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</u>	四 封印 (一) (略) (二) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶</u>（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ</u>（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (新設)

○農林水産省告示第千七百五十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十一の規定に基づき、平成十五年十一月十八日農林水産省告示第千八百八十三号（イスラエルから発送されるトライアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 (一) (略) (二) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) 冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (三) <u>低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</u>	四 封印 (一) (略) (二) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）</u>において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）</u>において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (新設)

○農林水産省告示第千七百五十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十四の規定に基づき、平成二十二年四月十六日農林水産省告示第六百二十号（南アフリカ共和国から發送されるバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 (一) (略) (二) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) 冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (三) <u>低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</u>	四 封印 (一) (略) (二) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶</u>（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ</u>（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (新設)

○農林水産省告示第千七百五十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十九の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから發送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（ベレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百八十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 (一) (略) (二) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) 冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (三) <u>低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</u>	四 封印 (一) (略) (二) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶</u>（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ</u>（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (新設)

○農林水産省告示第千七百五十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十五の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第四十五のイタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 (一) (略) (二) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはイタリア植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) 冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはイタリア植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (三) <u>低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</u>	四 封印 (一) (略) (二) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）</u>において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはイタリア植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）</u>において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはイタリア植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (新設)

○農林水産省告示第千七百五十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十六の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百九十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 (一) (略) (二) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) 冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (三) <u>低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</u>	四 封印 (一) (略) (二) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）</u>において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。 (三) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）</u>において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (新設)

○農林水産省告示第千七百六十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十五の規定に基づき、平成三十年九月二十六日農林水産省告示第二千百三十一号（ペルーから發送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 (一) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 (二) 冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナーにはペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (三) (一)の消毒は、輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	四 封印 (一) 海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 (二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナーにはペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (新設)

○農林水産省告示第千七百六十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十三の規定に基づき、令和二年十一月二日農林水産省告示第二千二百二十八号（エジプトから發送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レテイクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラデイシ、マンダリンその他のシトラス・レテイクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、各低温処理コンテナーごとにエジプト植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) <u>(三) (一)の消毒は、輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</u>	四 封印 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、各低温処理コンテナーごとにエジプト植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (新設)

○農林水産省告示第千七百六十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十七の規定に基づき、令和四年十一月十八日農林水産省告示第千八百六十九号（ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 (一) (略) (二) 冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナーごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一) (略) (二) (略) 四 低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。 六 (略) 七 植物防疫官による確認 (一) (略) (二) (一)の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、ベトナム植物防疫機関と共同して、次により行うものとする。 ア (略) イ 低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあつては、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。	四 封印 (一) (略) (二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナーごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一) (略) (二) (略) (新設) 六 (略) 七 植物防疫官による確認 (一) (略) (二) (一)の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、ベトナム植物防疫機関と共同して、次により行うものとする。 ア (略) イ 低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあつては、輸出の時までに五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

○農林水産省告示第千七百六十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十八の規定に基づき、令和五年二月二十四日農林水産省告示第三百四十二号（モロッコから發送されるマンダリンその他のシトラス・レディクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、各低温処理コンテナーごとにモロッコ植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) <u>(三) (一)の消毒は、輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</u>	四 封印 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、各低温処理コンテナーごとにモロッコ植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (新設)

○農林水産省告示第千七百六十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十九の規定に基づき、令和五年三月二十二日農林水産省告示第四百二十八号（ペルーから発送されるぶどう（ウイテイス・ウイニフエラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 封印 冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、低温処理コンテナーごとにペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (三) (一)の消毒は、輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。 六 植物防疫官による確認 (一) (略) (二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、ペルー植物防疫機関と共同して、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。	四 封印 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、低温処理コンテナーごとにペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 五 消毒 (一)・(二) (略) (新設) 六 植物防疫官による確認 (一) (略) (二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、ペルー植物防疫機関と共同して、輸出の時までに五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

○農林水産省告示第千七百六十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第八十六の規定に基づき、令和五年七月二十六日農林水産省告示第八百七十八号（メキシコから發送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四 消毒 一の(三)の場合にあつては、次のいずれかの方法により消毒が行われたものであること。 (一) (略) (二) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）又は冷蔵設備を有するコンテナーにおいて、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなった後、引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。<u>この場合において、当該消毒は輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了しているものとする。</u> (略) (三) (略)	四 消毒 一の(三)の場合にあつては、次のいずれかの方法により消毒が行われたものであること。 (一) (略) (二) <u>海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶</u>（以下「低温処理船舶」という。）又は<u>海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー</u>において、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなった後、引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。 (略) (三) (略)

○農林水産省告示第千七百六十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第八十八の規定に基づき、令和五年七月二十六日農林水産省告示第八百八十号（アメリカ合衆国のフロリダ州から發送されるアキー、アセロラ、クリソベラヌス・イカコ、これんし、サポジラ、ジャボチカブ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
四 消毒 (一) 一の(二)の場合にあつては、アメリカ合衆国内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）、冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）又は冷蔵設備を有するコンテナナ－（以下「低温処理コンテナ－」という。）であつて、あらかじめアメリカ合衆国植物防疫機関により消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものにおいて、次のいずれかの方法による消毒が行われたものであること。この場合において、低温処理船舶又は低温処理コンテナ－において消毒を行うときは、当該消毒は輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了しているものとする。 ア イ ウ （略） (二) （略）	四 消毒 (一) 一の(二)の場合にあつては、アメリカ合衆国内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）、海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）又は海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナナ－（以下「低温処理コンテナ－」という。）であつて、あらかじめアメリカ合衆国植物防疫機関により消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものにおいて、次のいずれかの方法による消毒が行われたものであること。 ア イ ウ （略） (二) （略）